

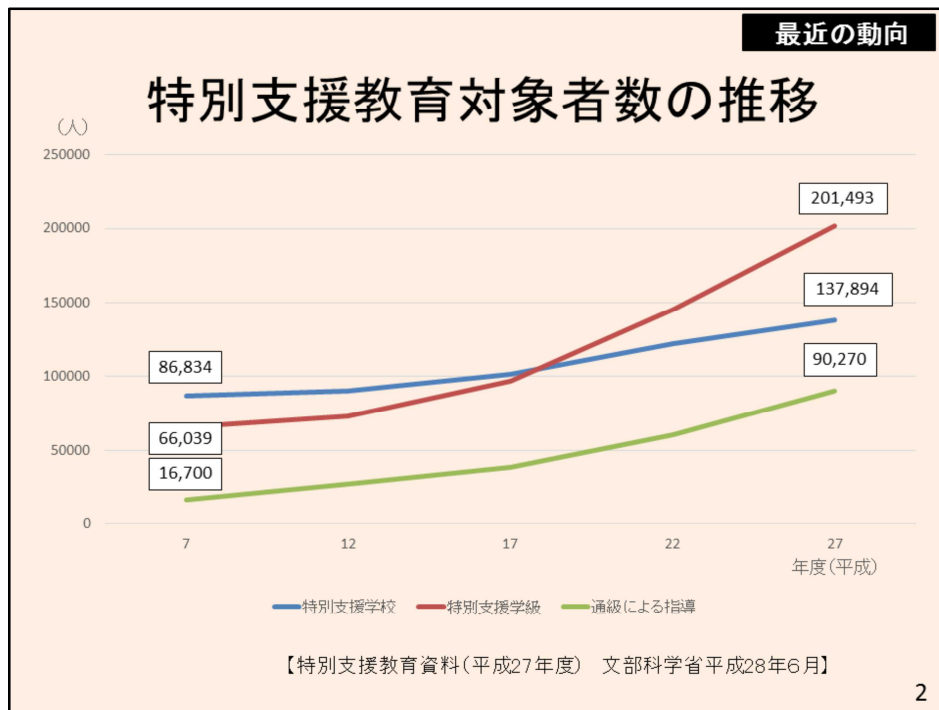
平成28・29年度 佐賀県教育センター 小・中学校特別支援教育

校内研修 配付資料

インクルーシブ教育システム構築 及び合理的配慮について

佐賀県教育センター 生徒指導担当

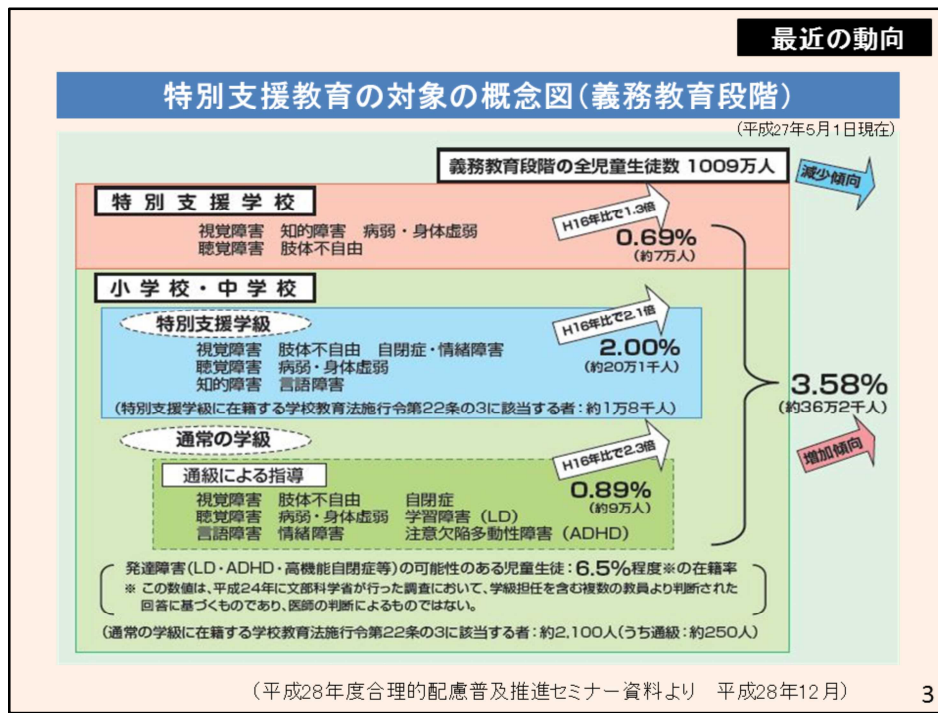
1



このグラフは、全国における特別支援学校、特別支援学級、通級による指導対象者数の推移を表したものです。

平成19年度より特別支援教育がスタートしましたが、その頃より、これらの対象者数が急増していることがわかります。

義務教育段階の児童生徒数は、年々減少傾向にあります。一方、特別支援教育対象者数は、年々増加傾向にあります。



これは、特別支援教育の対象の概念図です。平成27年度、全児童生徒数1009万人であり、年々減少傾向にあります。

一方、特別支援学校在籍者約7万人(0.69%)。特別支援学級在籍者約20万1千人(2.00%)。通級による指導を受けている者約9万人(0.89%)。など、特別支援教育の対象者は約36万2千人(3.58%)であり、年々増加傾向にあります。

また、平成24年に文部科学省が行った調査から、小・中学校の通常の学級に特別な支援を必要とする児童生徒の存在も明らかになっています。

このような状況の中、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ仕組みの構築が求められています。

最近の動向

インクルーシブ教育システムとは

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、**障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み**であり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な**「合理的配慮」**が提供される等が必要とされている。

(障害者の権利に関する条約第24条より)

4

平成18年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約(第24条)」に、インクルーシブ教育システムについて、以下のように示されています。インクルーシブ教育システムの「インクルーシブ」とは、「包含する。含まれる」という意味です。

最近の動向

日本の義務教育段階の 多様な学びの場の連続性

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。

自宅・病院における訪問学級
特別支援学校
特別支援学級
通級による指導
専門的スタッフを配置して通常学級
専門家の助言を受けながら通常学級
ほとんどの問題を通常学級で対応

必要のある時のみ 可能により次第

5

インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子供とない子供が、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別のニーズのある子供に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

そこで、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

本質的な視点

障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すことが大切です。その場合には、**それぞれの子どもが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか**、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要です。

(インクルーシブ教育システム構築支援データベースより)

6

インクルーシブ教育システムの本質的な視点は、障害のある子供と障害のない子供が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、ということです。

最近の動向

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者差別 解消法

が制定されました



障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。「障害者差別解消法」が平成25年6月26日に公布されました。（平成28年4月1日施行）



平成28年4月1日施行

- ①「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止すること。
- ②「基本方針」を作成すること。
- ③具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

7

平成28年4月施行された「障害者差別解消法」では、主に次のことを定めています。

- ①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

が定められています。

国公立学校においては、合理的配慮の提供が義務付けられました。

「合理的配慮」

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものである。

(障害者の権利に関する条約第2条より)

8

合理的配慮とは、

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものである。

と障害者の権利に関する条約に示されています。

合理的配慮とは

学校における合理的配慮の観点

①教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①-2-2 学習機会や体験の確保

①-2-3 心理面・健康面の配慮

9

合理的配慮の観点は「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」で3観点11項目に整理されています。

1つ目の観点は、教育内容・方法です。

合理的配慮とは

学校における合理的配慮の観点

②支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、発達の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

10

2つ目の観点は、支援体制です。

3つ目の観点は、施設・設備です。

合理的配慮とは

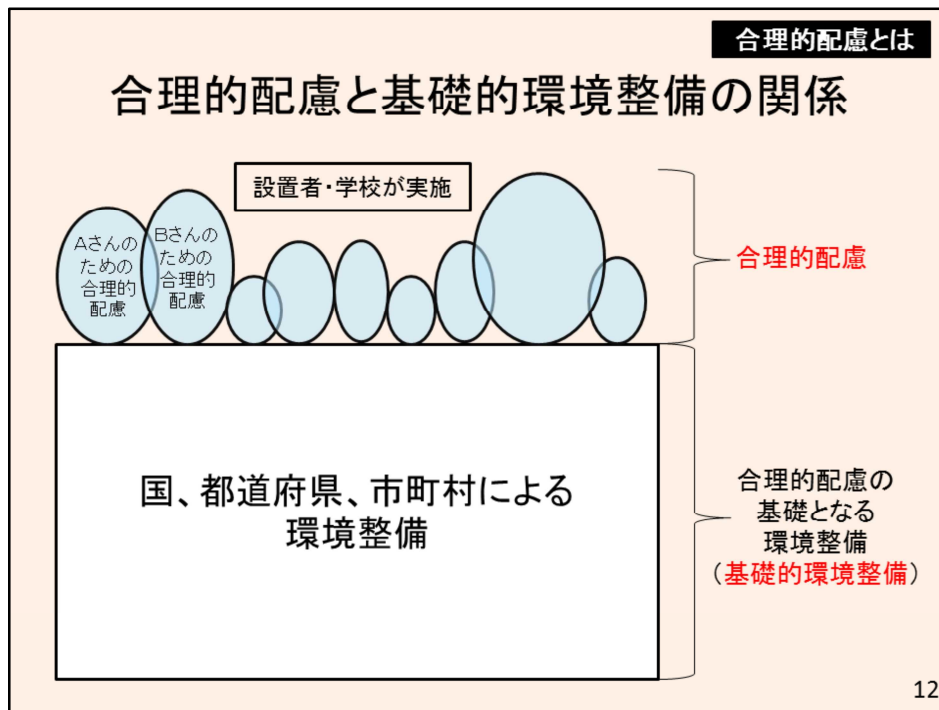
合理的配慮の具体例

- 見えにくい教材の拡大コピーをする【視覚障害】
- 聞こえにくさに応じた座席の配置【聴覚障害】
- 生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるように配慮する【知的障害】
- 体育等での運動の内容を変更する【肢体不自由】
- 特別支援学校のセンター的機能を活用する
- 児童生徒、教職員、保護者の理解啓発をする
- クールダウンのための部屋を確保する

11

合理的配慮の具体例としては、このようなものが考えられます。

なお、合理的配慮は障害の状態や環境等に応じて提供されるものであるため、多様性があり、かつ、個別性が高いものです。これらはあくまでも例示です。



基礎的環境整備とは、合理的配慮の基礎となるもので、法令に基づき又は財政措置等により国は全国規模で、都道府県は書く都道府県内で、市町村は各市町村で、それぞれ行う教育環境の整備のことです。

合理的配慮と基礎的環境整備の関係は、このように表されます。

合理的配慮は、基礎的環境整備を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における基礎的環境整備の状況により、提供される合理的配慮も異なります。

合理的配慮とは

演習「これってどうなの？ 合理的配慮」

1	診断書等がない子供の場合は合理的配慮を提供する必要はない。	<input type="checkbox"/>
2	本人・保護者の意思の表明がない場合は、合理的配慮を提供する必要はない。	<input type="checkbox"/>
3	本人・保護者から意思の表明のあった合理的配慮については全て提供しなければならない。	<input type="checkbox"/>

13

これまでの情報を基に演習に取り組みます。

「これってどうなの？ 合理的配慮」

これから合理的配慮に関する 3つの問題を言います。○か×を考えて、右の□に答えを書いてみてください。

第1問 診断書等がない子供の場合は、合理的配慮を提供する必要はない。

第2問 本人・保護者の意思の表明がない場合は、合理的配慮を提供する必要はない

第3問 本人・保護者から意思の表明のあった合理的配慮については、全て提供しなければならない。

近くの先生方と意見交換をし、考えてみてください。

合理的配慮とは

「障害者基本法」における障害者の定義

「身体障害者、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

（第2条第1号）



診断書や障害者手帳等の有無は、判断の基準ではない。

14

1 「診断書がない子供の場合は合理的配慮を提供する必要はない」について説明します。

合理的配慮の対象となる障害者の定義は、障害者基本法第2条第1号に以下のように、定義されています。

身体障害者、知的障害、精神障害その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的な日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

診断書や障害者手帳等の有無は、判断の基準ではない。

とあります。

つまり、診断書や障害者手帳等がなくても、社会生活に制限を受ける状態にある場合は、合理的配慮を提供する必要があります。第1問は×です。

合理的配慮とは

なお、意思の表明が困難な障害者、家族介助等を伴っていない場合など、**意思の表明がない場合**であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、**法の趣旨に鑑みれば**当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、**自主的な取組に努める**ことが望ましい。

教育の分野においては、教育基本法第4条第2項の規定も踏まえつつ、**意思の表明の有無**や当該事項を合理的配慮と呼ぶか呼ばないかではなく、その障害のある子どもが**十分な教育を受けられるかどうか**の視点から判断していくことが重要

(平成27年度合理的配慮普及推進セミナー資料より)

15

2 「本人・保護者の医師の表明がない場合は、合理的配慮を提供する必要はない」について説明します。

意思の表明がない場合であっても、社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど自主的な取組に努めることが望ましい

とあります。

つまり、十分な教育を受けられるかどうかの視点から判断し、意思の表明がない場合であっても、必要な場合は提供する必要があります。第2問も×です。

合理的配慮とは

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

- 「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」も異なる
- 「基礎的環境整備」についても、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課すものではない

(障害者の権利に関する条約第2条より)

16

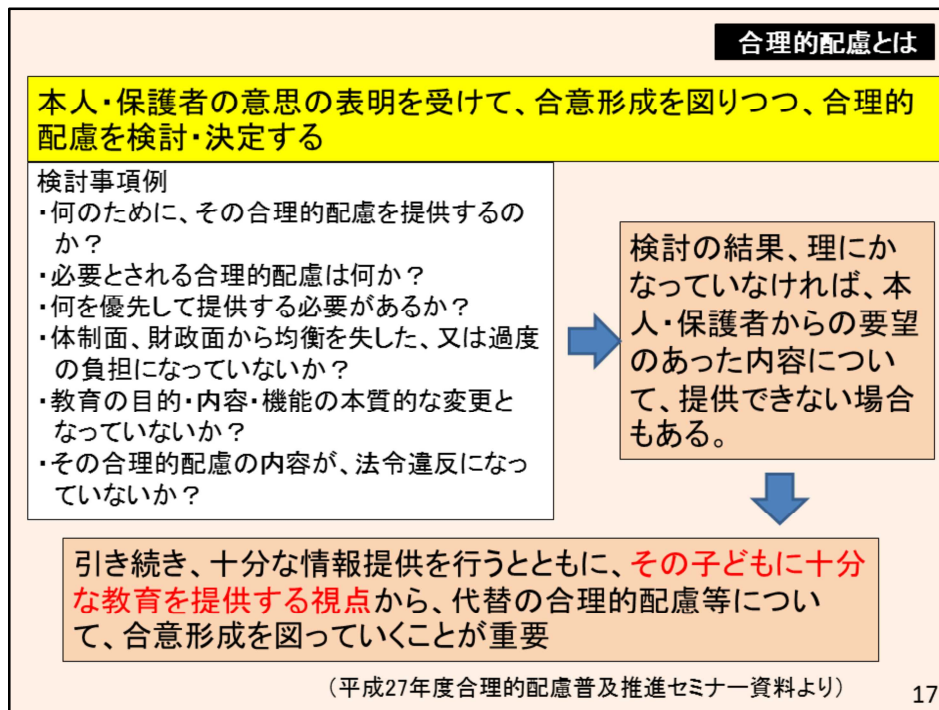
3 「本人・保護者から意思の表明のあった合理的配慮については全て提供しなければならない」について説明します。

基礎的環境整備の状況により、提供される合理的配慮も異なる。

基礎的環境整備についても、合理的配慮と同様、体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課すものではない。

とあります。

つまり、意思の表明があった場合でも全て提供できない場合もあります。第3問も×です。

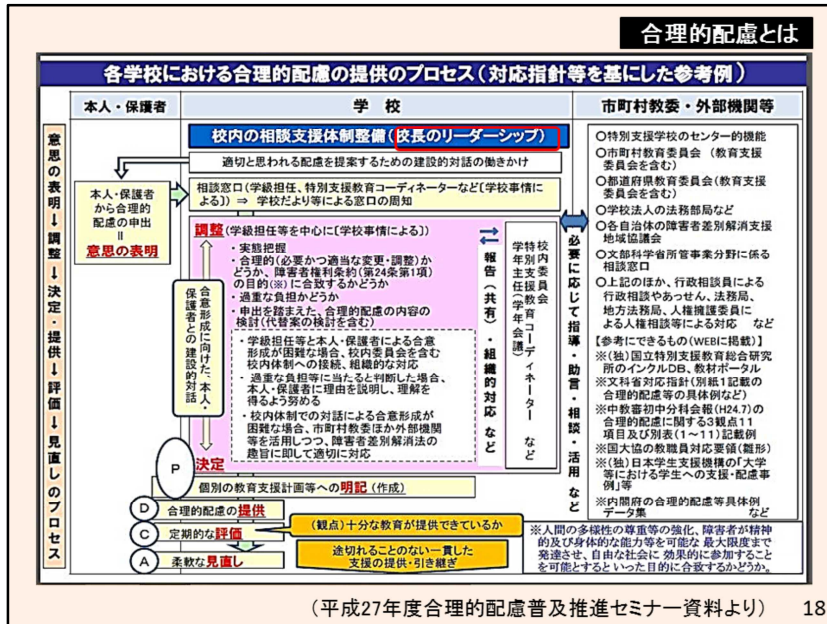


合理的配慮は、本人・保護者の意思の表明を受けて、合意形成を図りつつ、合理的配慮を検討・決定していきます。

具体的には、このようなことを検討し決定していきます。

検討の結果、理にかなっていないならば、本人・保護者からの要望のあった内容について、提供できない場合もあります。

その場合、引き続き、十分な情報提供を行うと共に、その子供に十分な教育を提供する視点から、代替の合理的配慮について、合意形成を図っていくことが重要です。



これは、文部科学省から出されている合理的配慮の提供のプロセスです。本人や保護者からの意思の表明や、学校での様子や前年度までの引継ぎ内容から考えられる支援を取り入れます。

Pの段階では、対象児童生徒の実態を把握し、必要な支援について調整したり、検討したりします。本人や保護者の同意が得られた合理的配慮の内容は、決定事項として個別の教育支援計画に明記します。

Dの段階では、個別の指導計画とも関連させながら、決定した合理的配慮の内容を実際の指導場面でどのように取り入れるか考え、実際に提供します。

Cの段階では、支援内容を評価し、見直します。合理的配慮の内容や個別の指導計画の目標や手立て等を再検討して、必要に応じて変更を行い、本人や保護者と合意形成を図ります。

Aの段階では、次年度に必要な対象児童生徒の障害特性や有効な支援等を引き継ぎます。

このように、一人一人の教育的ニーズに合った合理的配慮の提供ができるように、随時、支援会議(ケース会議)を開催し、関係者や保護者と連携を図ったり、PDCAサイクルで個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用したりしながら合理的配慮を提供することで、インクルーシブ教育システム構築に向けたより良い連携と充実を図ります。